

# 改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



前回(3月号)の最後で「今回は2章の規定を取り上げる」と予告したが、予定を変更し、3章にある「他人が有する先行権利」の保護に関する改正商標法32条を取り上げる。同規定の理解を深めるため、関連する裁判例も紹介する。



## 1. はじめに

今回は、他人の先行権利の保護に関する32条前段部分の「他人が有する先行権利」に注目したい。この規定は、商標法の中でも特に解釈が難しいといわれている。「他人が有する先行権利」にはさまざまな権利が含まれるが、本稿では読者の関心が高いと思われる「企業名称に関する権利」(以下、企業名称権)について解説する。

本稿において繰り返し使用する「企業名称」(商号)は、正式名称の他、略称も含む。中国の場合、正式な企業名称の前に「北京」や「上海」などの所在地を、最後には法人種別を記載するのが通常である(「有限公司」など)。

## 2. 改正商標法32条

「商標出願は、他人が有する先行権利を侵害してはならない。また、他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で先に登録してはならない」

本規定は改正の前後で特に内容的な変更はない。

### ● 商標権以外の権利について

本規定の前段では、他人が有する先行権利の保護について定めているが、ここには商標権が含まれていない(本稿では取り上げないが、商標権は9条1項に別途規定が存在する)。

なお、後段では未登録周知商標の不正登録の禁止について規定している。

### ● 前段の具体的な内容

32条前段にある商標権以外の権利について、商標法中の規定には何の権利であるかは明記されていない。

判例や関連する司法解釈等から考えると、著作権や意匠権などの使用や実施態様いかんによっては、商標権と抵触し得る他の知的財産権に加え、肖像権などの人格権に基づく権利、さらに企業名称権が含まれる。

### ● 企業名称登記管理規定

中国において、企業名称の登記および保護は、「企業名称登記管理規定」(以下、管理規定)に定められている。

管理規定3条には、会社登記申請時に登記主管機関が企業名称の審査を行い、同機関で承認・登記された後に企

業名称の使用が可能となり、一定の範囲内において専用権が認められる旨が規定されている。

なお、同条でいう「一定の範囲」とは、主に地理的な範囲を意味する。

### ● 反不正当竞争法

商標と企業名称の衝突問題については、商標法32条の他、反不正当竞争法5条で「他人の企業名称を使用し、他人の商品と誤認させる行為が不正な競争行為に該当する」として、これを禁止する旨が規定されている。

これに関連し、最高人民法院の司法解釈「反不正当竞争民事案件を審理する法律適用の若干の問題の解釈」(法積[2007]2号)6条では、反不正当竞争法5条3項で保護される要件として、以下の内容を規定している。

- ・登記主管機関により許可された企業名称および中国国内で使用された外国(地域)企業名称が前記企業名称として認められていること。
- ・一定の知名度を有し、かつ、関連する消費者に周知されている企業名称であること。

### ● 商標と企業名称を解決する若干の問題に関する意見

国家工商行政管理総局より公布された「商標と企業名称を解決する若干の問題に関する意見」(工商標字 [1999] 第81号) (以下、企業名称等意見) に商標と企業名称の衝突問題に関する規定が存在する。

企業名称等意見4条には、商標を構成する文字と企業名称が同一もしくは類似し、企業主体および商品もしくは役務の出所の混同を生じさせ(混同の可能性を含む)、結果的に不正競争を構成する場合、これを法によって阻止する旨が規定されている。

企業名称等意見5条では、混同を生じさせる主な例として以下のケースを挙げている。

- ・他人の企業名称と同一もしくは類似する文字を商標として登録し、関連する者に企業名称権者と商標権者との誤認または誤解を生じさせる場合。
- ・他人の登録商標と同一もしくは類似する文字を含む企業名称を登録し、関連する者に商標権者と企業名称権者との誤認または誤解を生じさせる場合。

### ● 衝突の処理の原則と基準

企業名称等意見6条では、商標と企業名称の衝突の問題を処理する場合、公平な競争を維持し、先に生じた合法的な権利者の利益を保護するという原則

を適用しなければならない旨が規定されており、ここは実務においてもポイントとなる。

なお、6条の原則に関して、7条では以下の基準に合致する必要がある旨を規定している。

- (1) 商標と企業名称の混同が生じ、先の権利者の合法的権利が侵害されていること。
- (2) 事件に係る商標や企業名称が既に登録(登記)されていること。
- (3) 商標登録日もしくは企業名称登記日から5年以内に請求されていること。ただし、悪意による商標登録もしくは企業登記の場合はこの限りでない。

(1)と(2)は先に生じた権利を保護するにあたり、当然のことを規定している。(3)において、悪意の場合の例外はあるが、長期にわたって問題を放置もしくは他者が同一もしくは類似のものを登録(登記)していた事実気づかなかった場合、衝突の問題は対処が基本的に困難である。

### ● その他の重要な点

中国では、基本的に人民法院が商標法や反不正競争法に基づいて商標と企業名称の衝突事件を処理するが、これに加え、行政ルートでの処理という選択肢もあることが企業名称等意見に規定されている。

以下に商標と企業名称の衝突に関する裁判例を紹介する。

## 3. 「天海」企業名称権侵害事件

### ● 事件番号

(2015)京知民終字第121号

### ● 事件の経緯

原告の企業名は「北京天海工業有限公司」であり、1992年7月から現在まで継続して同企業名を使用している。原告は压力容器の業界で高い知名度と影響力を有する。

一方、被告である「浙江省永潤高压容器(台州)有限公司」は、「天海TIANHAI」について商標権を有し、压力容器に「天海氣瓶」のマークを目立つように使用していた。

※筆者注：中国語の「氣瓶」はガスタンクのことを指し、当該文字部分は商品自体を指す。

これに対して原告は、被告が企業名称権を侵害しているとして訴訟を提起した。

### ● 結論

一審、二審ともに被告による商標の使用を不正な競争行為であると認め、使用の中止、新聞における謝罪文の掲載を行い、不正な競争行為の悪影響を排除するように命じた。

二審は、被告が「天海」の文字を商標としてパンフレットや製品に使用した行為は、商品の出所を消費者に誤認させ、原告の合法的利益を侵害すると判示した。

なお、人民法院は被告の商標権を有する旨の抗弁を認めなかった。

## 4. 「英格」企業名称権侵害事件

### ● 事件番号

(2010) 渝五中法民初字第121号

### ● 事件の経緯

原告の企業名は「重慶英格製薬機械有限公司」であり、1999年7月に重慶市で設立登記がなされた企業である。原告は、薬剤の製造・生産用設備の製造販売などを業務範囲としている。

一方、被告である「重慶英格造粒包衣技術有限公司」は、2004年8月に同じく重慶市で設立登記がなされた企業である。被告は、薬の技術開発研究や一般機械設備の製造販売などを業務範囲としている。

※筆者注：中国語の「造粒包衣」は薬品の外側に付けられた糖分を含む層（糖衣）を形成することを指し、当該文字部分は業務内容を指す。

これに対して原告は、被告が企業名称権を侵害しているとして訴訟を提起した。

### ● 結論

重慶市第五中級人民法院は、原告の企業名である「英格」が重慶市において消費者に広く知られ、知名度を有することを十分に証明できないとして、原告の主張を退けた。

なお、判決の前提として人民法院は以下の事項を述べた。

・企業名称は異なる事業主体を区別する標章であり、行政区画、屋号、事業内容、経営の特徴、組織形態によ

り構成されるものであることから、商品の出所を識別する機能も併せ持つとして、企業は会社設立により、企業名称権を有する。

・反不正当竞争法5条3項により、企業名称等を使用することで他人の商品と誤認を生じさせる行為は不正な競争行為に当たる。

・法釈〔2007〕2号6条1項によれば、企業名称が保護される前提として、一定の知名度を有し、関連する消費者に周知された企業名称が反不正当竞争法で保護される。

## 5. 「立邦」企業名称権侵害事件

### ● 事件番号

(2002) 成民初字第825号

### ● 事件の経緯

原告の企業名は「立時集団国際有限公司」であり、1997年7月に国家工商行政管理局に対して第2類「ペンキ」などを指定商品とする「立邦漆および図形」の商標出願を行い、商標登録に至った。

一方、被告である「成都市立邦建材发展有限公司」は、前記登録後の2000年11月に設立された企業であり、ペンキや金具などの生産販売をその業務範囲としている。

※筆者注：中国語の「立時」や「立邦」は、あまり一般的な用語ではない。

原告は、原告の登録商標が中国において高い知名度を有するとして、被告

が「立邦」を企業名称として登録し、塗料などの商品の包装および宣伝資料に「立邦」を目立つ態様で使用した行為が商標権を侵害するのみならず、不正競争行為にも該当するとして、被告による侵害行為の停止および「立邦」の企業名称変更などを求め、訴訟を提起した。

### ● 結論

塗料など、商標権に係る商品と抵触関係にある商品の包装および宣伝資料に「立邦」を目立つ態様で使用した行為について、原告の主張を認め、商標権侵害行為に当たると判断した。

ただし、人民法院は以下の理由から、原告が求めた企業名称の変更請求については認めなかった。

・商標権と企業名称権はいずれも合法的権利であり、両者の衝突が起こる場合には、誠実信用の原則および先の権利を優先する原則に基づいて処理する。

・本事件において、原告の商標の登録日は被告の企業名称の登録日よりも早い。また、被告の営業範囲には「塗料」が含まれるため、両当事者が扱っていた商品は共通すると認定すべきであり、原告の商標と被告の企業名は類似であると認められる。

しかし、誤認が生じた地域、商品の販売地域、商標の知名度などについて、原告は立証責任を果たしていない。

- ・被告の業務範囲は塗料の生産販売のみならず、金属や建材の販売なども含まれており、企業名称の変更の請求までは認められない。
- ・商標と企業名称の衝突により消費者の誤認を招くかどうかは、業界、地域、消費者、商標と企業名称の同一・類似性、先行する権利の知名度、両当事者の扱う商品もしくは役務の共通度合い、消費者の関心度に加え、他者の名誉を利用または毀損する行為であるか否か、実際に混同が生じたかどうかなども踏まえ、総合的に判断しなければならない。

## 6. まとめ

中国では近年、商標権と企業名称権の衝突に関する紛争事件が多発している。商標権と企業名称権は共に法律によって保護される権利であるが、商標権は、商標法に基づいて商標局による審査を経て取得する権利である。

一方、企業名称権は、管理規定に基づいて主に各地方の企業名称登記機関（地方工商行政管理局）の許可によって得られる権利であるため、異なる法律、異なる機関による審査・許可の仕組みがあり、衝突の問題を完全に避けるのは難しい状況にある。

なお、企業名称登記機関による企業名称の審査・許可は、その管轄する地方における同一または類似する名称の有無の検索にとどまる。

これらのことから、他人の商標や他の地方にある他人の企業名称を不正に使用する行為を徹底的に阻止することは、現実的に不可能である。

前記事件の判決内容からも分かるように、企業名称権の保護は、基本的に反不正競争法の規定をその根拠としており、不正に他人の企業名称を使用することによって消費者が市場において商品または役務の出所に関し、混同を生じる結果となる不正な競争行為を構成する場合に初めて救済される。

また、企業名称の保護は、その企業の市場における知名度が判断の分かれ目となる。知名度が低い場合、仮に同じ行政区画に設立された企業であっても、その名称の使用禁止を求めることができない点は実務上重要である（「英格」企業名称権侵害事件参照）。

逆に、企業名称の知名度が高い場合は、別の行政区画であっても救済される場合がある（「天海」企業名称権侵害事件参照）。

## ● 実務的なポイント

- ・企業名称権と商標権の両方の保護を受けられる場合には受けるようにし、商標権が取得できない場合であっても企業名称権に基づく権利行使が認められる可能性があることに留意すべきである。
- ・驰名商标の権利者は、企業名称の登記についてもウォッチングし、衝突状態が継続しないように適切なタイミングで対応することが望ましい。
- ・司法ルート（人民法院に対する手続き）ではなく、行政ルートで紛争を解決する場合、当事者の住所が同じ省内であれば、管轄は同省の工商行政管理局となり、そうでない場合は、国家工商行政管理総局となる。

## 7. おわりに

今回は、「他人の有する先行権利」に関連する32条について紹介した。

次回も引き続き3章の規定を取り上げる。

**森 智香子** Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成28年度日本弁理士会商標委員会委員。

中国で『日本商標法実務』、発明協会から『中国デザイン関連法』を出版。

2015年、国際商標協会発行の学術ジャーナル『The Trademark Reporter』のシニアエディターに就任、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

**韓 登啓 (Kan Touei)** チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長／中国弁理士／工学博士  
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環広場2号楼17階C5室  
TEL(86)10-5830-1655(代表) http://www.czipa.com